資料３

経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案

見直し当初案の内容一覧表……１

経済産業研究所……４

工業所有権情報・研修館……18

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	経済産業省

法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置（又は見直しの方向性）	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
経済産業研究所	公共政策研究機関の重要性とそのあり方について改めて明確化し、これを踏まえて引き続き非公務員型独立行政法人形態を活用するとともに、適切な財政基盤を確保することとする。	調査及び研究業務				・研究領域の重点化・コア・コンピテンスの設定 ・研究の各段階における双方向の広報・広聴活動の実施 ・新たな統計の開始 ・研究リソースの蓄積 ・政策プラットフォームへの当省職員への参加 ・CF(コンサルティング・フェロー)や常勤フェローとしての行政官の受入及び育成

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	経済産業省

法人名	組織形態の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
独立行政法人 工業所有権情報・研修館	次期中期目標期間においても組織形態については現状維持（特定独立行政法人）とする。	工業所有権関係公報等閲覧業務				正規職員を閲覧業務以外の機能向上・サービス改善等の企画調整業務にも従事させる一方で、閲覧業務における補助的業務において外部人材（非常勤職員）の一層の活用等を実現する。 特許電子図書館（IPDL）のアクセス速度の向上、印刷機能の効率化に伴い、地方閲覧室における閲覧専用端末の設置台数の見直し等の効率化を行う。
		審査・審判関係図書等整備業務		公報等閲覧業務を担当する閲覧部と資料整備業務を担当する資料部を統合した。		内容的に高度化する需要に応え、業務を着実に実施していく。 今後、CSDB（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）を活用することにより、特許電子図書館（IPDL）による技術文献の閲覧を効率化する。
		工業所有権情報流通等業務	特許流通促進セミナー、特許流通支援チャートは廃止する。		特許流通アドバイザーの派遣について、地方公共団体・民間事業者を主体とする取り組みへの移行を目指し、効果の増大や質の向上を期待しつつ、情報・研修館自体の事業規模を縮小する。	これまでの開放特許の事業者間のマッチングに直接働きかける手法から外部関係者（民間事業者や地方公共団体等）における人材育成やこれらのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入へと施策の重点を徐々に後者にシフトさせることとし、あわせて、当該外部関係者の資金面における負担の在り方も含めた役割の見直しを行う。 現在無料で行っているデータベース事業のうち、特許流通データベースに付随した高付加価値コンテンツ「アイデア・データベース」、及び現在無料で行っている研修事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られる「知的財産権取引業育成支援研修」については実費徴収の可能性を探る。

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	経済産業省

法人名	組織形態の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
		工業所有権情報普及業務				「業務・システム最適化計画」に連動しつつ、特許電子図書館の利用を高めるための機能向上及びアクセス性の改善を図る。 特許電子図書館を用いた特許情報の効果的な活用等を支援するため、工業所有権情報流通業務においては特許情報活用支援アドバイザーを積極的に活用する。 インターネットを活用した情報提供業務の効率化に合わせて、整理標準化データ作成業務の合理化を行う。
		工業所有権相談等業務				正規職員は、高度な内容の質問・相談対応に重点的に配置するとともに、外部専門人材の一層の活用等を図る。また、最近増加傾向にある海外の知財制度等への相談に対応するため、特許庁の国際関係部局や海外知財事情に詳しい機関との連携を深める。
		研修業務	商工会議所会員や中小企業経営指導員を対象に行っていた知的財産基礎研修を廃止。	研修部と人材育成部を統一的に統括する人材開発統括監を設置した。		「知的財産推進計画2005」において知的人材倍増が政府の重点施策として掲げられていることから、審査官等内部向け研修成果の外部研修への一層の活用等を図る。 政策的目標を損なわない範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っている研修事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られる「行政機関向け研修」等については実費徴収の可能性について検討を行う。

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

<table>
<tr><td colspan="2">法人名</td><td colspan="3">経済産業研究所</td><td>府省</td><td colspan="2">経済産業省</td></tr>
<tr><td colspan="2">沿　革</td><td colspan="5">昭和６２年７月　通商産業省通商産業研究所
平成１３年４月　独立行政法人経済産業研究所</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）</td><td colspan="3">役員数</td><td colspan="3">職員数（実員）</td></tr>
<tr><td>法定数
３人</td><td>常勤（実員）
１人</td><td>非常勤（実員）
１人</td><td colspan="3">６０（含む非常勤）人</td></tr>
<tr><td rowspan="6">国からの財政支出額の推移（13～18年度）

（単位：百万円）</td><td>年　　度</td><td>平成 13 年度</td><td>平成 14 年度</td><td>平成 15 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 17 年度</td><td>平成 18 年度（要求）</td></tr>
<tr><td>一般会計</td><td>2,049</td><td>2,039</td><td>1,723</td><td>1,631</td><td>1,314</td><td>1,823</td></tr>
<tr><td>特別会計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>2,049</td><td>2,039</td><td>1,723</td><td>1,631</td><td>1,314</td><td>1,823</td></tr>
<tr><td>うち運営費交付金</td><td>2,049</td><td>2,039</td><td>1,723</td><td>1,631</td><td>1,314</td><td>1,823</td></tr>
<tr><td>うち施設整備費等補助金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">支出予算額の推移（13～18 年度）
（単位：百万円）</td><td>平成 13 年度</td><td>平成 14 年度</td><td>平成 15 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 17 年度</td><td>平成 18 年度（要求）</td></tr>
<tr><td>2,210</td><td>2,195</td><td>2,140</td><td>1,922</td><td>2,020</td><td>1,823</td></tr>
<tr><td colspan="2">中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成 16 年度実績）</td><td colspan="6">経済産業研究所は、アウトプット指標を始め、研究成果は高い業績をあげ、研究の質・成果及びその成果の活用に関して各方面から一段と高い評価を受けており、その使命を効率的・精力的に果たしていると評価できる。また、多彩な専門家を擁した存在感のある研究所としての評価がほぼ定着した。

業務運営の効率化に関する平成１６年度の取組状況は以下のとおり。

１．情報システムの活用
（電子会議の活用）
・　当事者間の知識共有を目的とする研究会については、参加者が参集して議論を行うスタイルをとらず、ナレッジマネジメントの手法を活用してウェブ上に設けたプラットフォーム（電子掲示板、メーリングリスト）を通じて意見交換の効率性を高めている。現在、５つの政策形成プラットフォームがウェブ上で活発な活動を展開している。
＜アウトプット指標＞
「政策プラットフォームの個数」</td></tr>
</table>

	目標：１０個以上 平成１６年度実績：２２個 「政策プラットフォームへのアクセス件数」 目標：２万件以上 平成１６年度実績：１２．５万件 （情報の電子化） ・研究員の研究成果・政策提言については、ウェブ上で外部からいつでも閲覧することが可能であり、ディスカッションペーパー等の成果物、イベント・セミナー等での資料等については、ウェブ上からダウンロードできるようになっている。 ・政策形成の基礎データとなる統計データの開発やアンケート調査結果等については、「RIETI データベース」としてウェブ上で一般に公開している。具体的には、企業活動基本調査パネルデータ開発のための各種データ開発、ＮＰＯ法人に関するアンケート調査結果、研究開発に係る外部連携に関する調査結果などがある。 ・１５年度から各研究員及び各研究プロジェクトの活動成果を一元管理し、所内情報の共有化を図ると同時に、業績評価や広報活動等に活用することを目的に経済産業研究所研究データベースを構築し運用を開始した。 ２．人的体制におけるパフォーマンスに応じた適切な取り組み ・研究者や管理部門のスタッフも原則、任期付で採用しており、研究プロジェクトや業務の改廃に応じて即戦力のある人員を機動的に確保している。 ・職員の業績結果に応じて、次期の雇用契約の更改ができるよう常勤職員について平成１４年度より目標管理型の人事評価制度を導入している。研究者については研究計画及び研究成果に基づく評価システムとなっている。 ・業務実績が不十分であると評価された研究員・スタッフについては、本俸を減額するか又は、契約を更新しないこととしており、一方的に人件費が増大する仕組みにはなっていない。 ＜人員に係る指標＞ 「流動的な雇用形態（任期付任用、非常勤、兼職等）の占める割合」 目標：５０%以上 平成１６年度実績：８６%

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	経済産業研究所	府省	経済産業省
事務及び事業名	調査及び研究業務		
事務及び事業の概要	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行い、政策立案に影響力のある国際シンポジウムや専門誌等でも評価される水準で成果発表・政策提言を行うこと。また、国内外の政策論争に指導的なインパクトを与えるような水準で出版物の編纂・出版を行うこと。 さらに、これらの事務・事業を通じて、経済産業政策への形成過程に貢献していくこと。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	経済産業研究所が政策形成過程に貢献していくことを可能とするためには、これまでの創設・立ち上げ期間を経て、一層、研究の質を向上させ、また、その成果を積極的に政策提言として発信していくことが求められている。このために、優良な研究員の確保、研究企画プロセスにおける政策当局等との交流促進、政策提言の機能強化の一層の充実を図る観点から、以下のとおり、期待される使命を踏まえ、従前の⑴調査・研究業務、⑵政策提言・普及業務、⑶資料収集管理、統計加工及び統計管理業務という業務の３本柱について所要の見直しを行うとともに、さらに⑷経済産業省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援という業務を改めて明確化し、自覚的に取り組むこととする。		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	１．経済産業省が期待する使命 ＜政策研究・政策提言機能＞ 　経済産業政策は多岐に亘り、国内外の要因に伴い政策課題が激しく変動する領域である。このため、最適の政策を立案するためには複眼的視点を持つことが不可欠であり、従前から省内では担当官同士の知見の集積によりこれを実行してきている。しかし、個々の政策課題につき、専門の研究機関が研究を行えば、同一政策課題につき当省の知見を超えた政策提言を行い、また、役所が欠いている政策課題をも見出していくことが期待されうる。経済産業社会が複雑になり、政策課題への解も複雑になるに従って、このような政策研究機関による当省の政策立案への補完機能は、経済産業政策案を重層化し、経済産業政策の死角を埋め、政策の質を高めていくことになる。 　経済産業研究所には、現行の経済産業研究所法及び中期目標に規定されているとおり、引き続き、経済産業政策につき、当省の知見を超えた研究成果を以て政策提言を行うとともに、政策論争を活性化させるための場を提供し、行政官のみならず、研究者、産業界、ＮＰＯ／ＮＧＯ等の経済産業政策に関連する有識者や専門家の知見や意見を結集させていくことにより、経済産業政策を担う当省の政策立案の強化に貢献するこ		

	とが求められる。 ＜経済産業省との密接な交流＞ 　求められる政策課題と研究の方向性を適切に設定し、実際の政策に活用されていくような効果的な政策提言を行っていくためには、当省が期待する政策研究課題の遂行のみならず、研究専門機関として自ら課題を見出し、また、当省への提言方法にも十分な工夫を施していくことが不可欠である。この際、経済産業社会への独自の観察眼を持つべきであることは当然であるが、これに加え、当省がどのような観点で経済産業社会を見つめ、そこに政策課題を発見し、政策立案として回答を出し、どのような方法で政策遂行をしようとしているのか、またしてきたのか、を知らなければ、その実現は不可能である。このため、経済産業研究所は、当省と密接に情報交換を行っていくべきである。 　但し、このように情報交流という過程は当省と密接であっても、研究の成果は、どのような内容であれ、当省から一定の独立と自由を保障された第三者としての研究者、研究機関の立場から行われなければならない。研究成果について当省が管理を行おうとすれば、当省の知見を超えた成果は得られないためである。 ＜アウトカム志向＞ 　経済産業研究所の使命は、経済産業政策を担当する当省の政策立案の強化に貢献することであるため、研究・提言が実際にそのような貢献につながっていることが求められる。研究をした、提言をしたという客観的な結果をアウトプットと呼び、具体的なその効果、つまりより良い経済産業政策の立案への貢献をアウトカムと呼ぶ。経済産業研究所はこれまでの４年間で、アカデミックレベルとしては高い研究成果を出してきており、出版物や発表論文、開催シンポジウムなどの数も当初の目標値を大幅に超える成果をあげ、アウトプットレベルは高い。アウトカムについては、政策形成過程で取り入れられたもののみならず、政策を検討する際の比較検討材料となったものや、広く政策担当者の基礎的な参考資料となったものなどがある。大臣官房が実施した平成１６年度の当省内の各局・ユニット等に対するヒアリング評価でも、関係する政策研究が経済産業研究所で行われている部局からの研究成果についての評価は概ね高かった。なお、何ら政策研究が行われていない部局からは新たな連携や研究領域の設定以前の段階からの交流が求められた。 　使命を遂行していくためには、経済産業研究所は常時、アウトカムを意識しながら業務を実施していく必要がある。そのためには、これまでアウトプットは高く評価されているとおり研究能力はあるため、現実の経済産業政策にとってより一層意義のある研究領域を設定したり、当省への提言方法をより一層適切な形とすることにより、アウトカム評価を高めていく必要がある。

２．見直しを行う業務

(1)調査・研究業務

① 研究領域の重点化

アウトカム評価を高めていくためには、経済産業社会の発展を推し進める政策提言に相応しい研究領域を設定することが最重要な要素となる。そのためには、政策立案・遂行者である当省が着目している政策課題と、研究機関として自らが見出す政策課題のバランスを図って研究領域を設定する必要がある。経済産業研究所が研究領域を設定するに当たっての自由度を左右する以下の諸点を勘案しつつ、経済産業研究所に対して認める自由度を設定していく必要がある。

研究領域設定の自由度		
	← 自由度低い	自由度高い →
研究領域の性格	当省が持続的な取り組みを期待する研究領域。	研究機関として、当省が十分に情報収集・分析ができていない経済産業政策の課題や、大学及び海外の高水準な政策研究成果を総合し、独自に設定する研究領域。
研究活動に必要な時間感覚	経済産業政策課題は流動的で、政策形成のタイミングに呼応して研究成果(中間成果／最終成果)を提供していくためには、研究にスピード感や適時性が求められる。	研究に値する政策課題は成果が出るまで数年を要するものもあり、長期間、継続的取り組みが求められる。
研究成果に求められる内容	政策に取り入れられるためには、まとまりのある研究領域を設定し、政策課題に対応する包括的な提言が必要。	アカデミックレベルを維持するためには、特定の一研究テーマを掘り下げていくことが必要。優秀な研究者を集めるためには、アカデミックレベルの追求は必要。

経済産業研究所に研究領域設定の自由度を与えなければ、経済産業研究所は当省の下請け機関として使い勝手のよい機関となるであろう。一方、その場合、優秀な研究者は招致できず、アカデミックレベルを維持した研究がなされ得ない。レベルの高いアウトプットがなければ効果的なアウトカムは望めないため、当省の知見を超えた政策研究の成果は望めなくなる。他方、多くの自由度を与えた場合、当省が期待する研究領

	域が必ずしも設定されず、研究成果が全く政策形成に活用されない可能性がある。このため、適度な自由度を付与していくことが必要である。 　しかし、次期中期目標におけるこのような曖昧な自由度の記述では、自由度が大きく振れてしまう。そこで、中期目標に、当省が継続的な取り組みを望むいくつかの「基盤政策研究領域」を明記し、併せて、当該研究領域の遂行のために半分程度のリソースを充当することを規定する。それ以外については、経済産業研究所が当省との密接な交流の中で、アウトカムを十分に念頭に置きつつ、その時々で必要であると考えて設定する政策研究領域のために用いられることとする。 ②コア・コンピテンスの設定 　他国の著名な研究機関や内外の大学との差別化を図り、経済産業研究所が経済産業政策の研究機関としての声価を確立していくためには、特徴ある強みを有していることが不可欠である。経済産業研究所のコア・コンピテンスとして、以下の各事項を位置づける。 ア　上記①の各基盤研究領域を定め、その分野について、政策当局との密接かつ持続的な交流によって得られた知見を含む研究成果の蓄積を有していること。いずれの基盤研究領域も、原則、中期目標期間中は継続されるべきである。 　また、これらの蓄積を活用しつつ、更にその厚みを増すものとして、少なくとも基盤研究領域については、外部の研究者や研究機関から発表される研究成果を常時分析・評価した上で、蓄積していくことも重要である。 イ　経済産業政策に研究成果が活用されるような政策提言を積極的に行うこと。自らの研究成果が政策形成に明示的に取り入られるということが、政策提言に意欲的な優秀な研究者を惹きつけるという好循環を生むことが期待される。そのためには、政策形成に取り入れられる具体的な実績を多数作っていくことが急務である。 ウ　大型研究プロジェクトの実施。大学でも経済産業政策に関する研究は可能であるが、特定の研究テーマについて深く探求する傾向にある。経済産業研究所では、設定した政策研究領域につき、異なる専門分野からの研究者が参加し、多角的な研究テーマ群を設定し、最終的に一つの政策提言としてまとめていくことにも取り組むべきである。これにより、政策に効果的に取り入れられる提言が可能となる。また個々の研究員単位での研究成果の達成に加え、プロジェクト毎にまとまりある情報発信が可能となり、各プロジェクトが論陣を張ることにより当省との緊張関係も高まり、経済産業政策を巡る議論に与える影響が一層増していくと考えられる。 エ　特定の研究領域の研究者及びコーディネータ研究者の育成・輩出。上記①のように、基盤研究領域をあらかじめ定めておけば、当該分野についての研究者のリクルートはより計画的に手配が可能となる。他方、

	基盤研究領域の中には、我が国では研究者が手薄な研究分野があり得る。また、上記ウのように、大型プロジェクトを実施していくためには、各大型プロジェクトにおいて多角的な研究テーマ間の調整を、一つの大型プロジェクトとしてとりまとめていくコーディネータ役の研究者が必要となる。このため、当省の政策形成にとって重要な分野での研究者、及び研究のコーディネートができる研究者の層を厚くしていくため、これらの研究者の育成を内製化していくべきである。 オ　当省の情報へのアクセス。当省が有する経済産業社会と経済産業政策についての情報は膨大である。政策関連情報へのアクセスの容易性は、優秀な研究者を惹きつける大きな要素である。 ⑵政策提言・普及業務 研究の各段階における双方向の広報・広聴活動の実施 「調査・研究業務」と「政策提言・普及業務」とは連動しているべきものであり、調査・研究業務を自己目的化することなく、政策形成に資する提言活動を行い、アウトカムを高めることを目指さなくてはならない。 これまでもシンポジウムや出版物、ホームページ、広報誌等を通じ研究成果を公表してきている。このような研究終了後に研究成果を提言する機会に加え、研究企画段階や研究途中においても研究内容を広報し、担当部局に研究成果についての予見性を与えることにより、政策形成過程にその成果を取り込んでもらうための環境作りも有効であると考えられる。また、研究途中における広報の機会での担当部局からのフィードバックを研究内容に反映させていくべきである。このような研究の各段階における双方向の広報・広聴活動により、当省のニーズの把握とそれへの対応や、研究成果のシーズとしての普及が可能となってくる。 また、大臣官房が実施した平成１６年度の当省内の各局・ユニット等に対するヒアリング評価では、一定程度の双方向の広報・広聴活動はなされていても、各研究員と関係課室の担当者との間でなされている場合がほとんどであり、組織と組織との交流は希薄であるとの指摘が複数あった。研究の各段階における双方向の広報・広聴活動は、各研究者個人の努力だけに留まらず、経済産業研究所として組織的に推進することが重要である。そのためには、現在実施している研究の各段階におけるワークショップへの当省からの参加依頼を徹底したり、幹部と研究部門の管理職が窓口となり、定期・不定期の交流を行っていくことが適切である。 ⑶資料収集管理、統計加工及び統計管理業務 ①新たな統計の開始 経済産業研究所が不可欠な存在となるためには、当省や政策研究者が極めて有益と見なす統計データを持つことが考えられる。

	これまでの統計加工業務に加え、経済産業研究所独自の新たな統計や統計加工への本格的な取り組みを行うべきである。 ②研究リソースの蓄積 経済産業研究所設立からの立ち上げ期を経て、経済産業研究所における研究量及び研究成果が積み上がり、他方で研究員は雇用の流動化が前提となっている中、研究成果や研究のために収集・加工されたデータ、研究のノウハウ等、研究活動に伴って研究員にもたらされた様々な有形無形のリソースを、如何に組織に蓄積させていくかが重大な課題となっている。このような研究リソースについては、研究成果の普及や利用に留まらず、その後の研究の基盤となり研究の発展に必要不可欠となるものであるため、引き続き、図書や電子媒体でのデータベース化の整備を着実に進めていくことが重要である。 なお、経済産業研究所の研究に携わった研究員の人的ネットワークも重要な財産であり、研究員の人的ネットワークが散逸しないような組織的な共有の仕組みを構築すべきである。 (4)経済産業省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援 現行の上記３つの業務に加え、新たに「当省の政策研究能力及び政策立案能力の向上への支援」業務を位置づける。具体的内容は以下の通り。 ①政策プラットフォームへの当省職員への参加 上記「１．経済産業省が期待する使命」で記述したとおり、経済産業研究所には、政策論争を活性化させるプラットフォームを提供し、経済産業政策に関連する多様な主体の知見や意見を集結させることが期待されている。現在も、研究の各段階における研究会やセミナー、ＢＢＬ（ブラウン・バッグ・ランチミーティング）等では、当省の関係課室も参加することにより、研究内容を進化させ、政策論争を活発に行っている。 このようなプラットフォームは、特に、参加の機会が多い当省職員にとっては、専門的知識、汎用知識、教養の習得や、登壇者である著名な研究者等とのネットワーキングの場として高く評価されている。このように、プラットフォームは、政策論争のプロセスを通じて当省職員の政策研究能力、政策立案能力の向上に大きく貢献するものであることから、改めて、「経済産業省の政策研究能力・政策立案能力の向上への支援」業務の一つとしての位置付けも明確化する。経済産業研究所としては、プラットフォームにより多くの当省職員が参加するよう、機会の確保に努めることとする。 ②ＣＦ(コンサルティング・フェロー)や常勤フェローとしての行政官の受入及び育成 政策立案の高度化のためには行政官自らが、政策研究課題の取り上げ方、分析手法、政策提言論文の書き方等を習得しておく方が望ましい。これらの手法は短期間の研修では習得しがたく、また座学も不向きであるため、経済産業研究所で実際の研究業務に携わることが適当である。当省の行政官でありながら、時間外で経済産業研究所の研究を行うコンサルティングフェロー制度を活用するほか、一定期間集中して、研究者

	としての素養を修得させるべき行政官については常勤フェローとしての受入れも行う。 当省からのＣＦは平成１６年度末時点で１０名、課長補佐を中心に、若手管理職から係長クラスを受け入れてきた。全て自薦であり、当省としての組織的な対応ではなかった。また、ＣＦが定める研究テーマは、経済産業研究所の主要な研究領域と必ずしも一致していない場合もあった。 　次期中期目標期間では、ＣＦ（当省から出向する常勤フェローを含む。）は、経済産業研究所の研究領域に組み込まれ、常勤フェローやファカルティーフェローという専門家とチームを組み、彼らから研究、分析の手法やアカデミックな成果のとりまとめ方についての指導を受けることを通じて、研究手法に通暁した行政官としての育成を受けていくこととする。

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	経済産業研究所	府省	経済産業省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	公共政策研究機関の重要性とそのあり方について改めて明確化し、これを踏まえて引き続き非公務員型独立行政法人形態を活用するとともに、適切な財政基盤を確保することとする。		
組織形態について上記措置を講ずる理由	１．公共政策研究機関の重要性とそのあり方 国際社会の緊密化が進展するなか、政策立案は経済及び産業活動が影響を受けるあらゆる国際的要因を念頭に置くことが求められ、また突発的な要因をも直ちに取り入れていく必要がある。また、国内については、政治経済状況の変化や世論などを常に政策立案に取り入れながらも、同時に中長期的な課題への対応が迫られている。このため、政策当局には、学問的なアプローチを含む複眼的な政策オプションを視野に入れ、最適の立案を選択していくことが求められている。 米国の場合、このような複眼的な視点は、林立する民間シンクタンクから提供されている。米国民間シンクタンクは、政府外から政策提言を行ったり、あるいは、省庁幹部として受け入れられるようなハイレベルの研究員経験者を政府部内にポリティカル・アポインティーで直接送り込むことによって政策立案を支えている。このような民間シンクタンクの存在によって、米国政府は実務的な政策アイデアのみならず、学問的思考に裏付けられたハイレベルで新鮮な政策立案が可能となっている。また、寄付を巡る税制、文化などの成熟により、民間企業・個人にとっては、政府への納税の一部代替としてシンクタンク等への寄附を選択することが容易かつ一般的となっているため、その財政基盤は民間資金によって支えられ得る仕組みとなっている。 他方、我が国の場合、政府職員にとって、学問的思考からの政策研究の機会は限られている。経済産業政策を担う当省について言えば、人事異動を重ねることによって幅広い経済産業政策の立案・実施経験が得られ、また所管する産業界等と深く情報交換することが政策立案上の強みとなっており、このような制度にも強みはある。 しかしながら、政策形成のプロセスにおいては、当面する問題に係る情報収集と対応策の検討・提示をこなしていくだけでは得られないような中長期的な視点や、政策の立案・実施の際の経済学、法学、社会学、政治学、工学等の学問的分析に基づく評価が必要不可欠である。 また、政策が国際的協調を必要とするものであれば、欧米を始めとする他国と、学問的裏付けのある交渉を行っていくための素養が我が国政府にも求められる。 さらに、政府においては、政策実現のための現実的な困難さ等のために選択肢から外してしまった政策についても、政府部内からそのような選択肢を一切排除するのではなく、選択肢として再評価し将来の政		

	策立案プロセスに役立つ形で蓄積されていることが重要である。 　これらの観点から、米国の政策シンクタンクに相当するような機能を果たす政策研究の基盤整備が重要であると考えられるが、我が国においては、人事制度（採用省庁を軸に各府省の幹部を内部登用していく仕組み）及び公益法人等に対する寄付金を巡る税制、文化が米国とは異なる。 　以上から、我が国に相応しい公共政策研究機関のあり方として、一方で、政府資金の提供を受け、政府との人事交流を行いながらも、他方で、政策を巡る外部議論を内部化し、政府の意向から中立的な研究と政策提言を行うことができ、かつ、政府に政策提言が受け取られやすい距離感にある政策研究機関を実現するとすれば、独立行政法人は、このような複数の要請に適う法人形式であると考えられる。 ２．非公務員型独立行政法人の存続 (1)なぜ経済産業省の内部組織ではないのか。 　当省の政策課題に対し当省の知見を超えた政策提言をするためには、組織内部の行政官では組織体制・人事体制に縛られてしまうため、中立的な見解を示すことが難しい。 　また、経済産業政策の多くは他省庁等の所管政策分野との有機的な連携から成り立っているため、当省に対する政策提言であるにもかかわらず他省庁等の政策への言及も頻繁にあり得る。他の中央省庁や地方自治体等に関係してくる政策への提言に当たっても、当省の内部組織が行っていては中立的な見解と解釈してもらうことが難しいのが現状である。 　さらに、民間企業が関係する政策提言に当たっても、政策執行者であり様々な権限を有する官庁の内部組織からの提言は威圧的であり得る場合がある。 　以上のことから、経済産業研究所は、当省外の組織であることが相応しい。 (2)なぜ経済産業省の研究機関でなければいけないのか。他省庁の研究機関との統合機関ではいけないのか。 　他省庁の各研究機関には各々研究目的がある。多岐に亘る経済産業政策につき、不足なく研究領域の設定が可能なのは経済産業研究所のみである。 　同時に、経済産業政策の多くは他省庁等の所管政策分野との有機的な連携から成り立っているため、当省に対する政策提言であるにもかかわらず他省庁等の政策への言及も頻繁にあり得る。しかしながら、この場合においても、当省所管の経済産業政策を立案するための提言であり、他省庁等所管の政策に対する提言ではない。 　このように、政府系の公共政策研究機関では、経済産業政策につき過不足無く研究領域を設定できるのは経済産業研究所のみであり、また、他省庁の研究機関との統合は、専ら当省へ政策提言していくという

	ことを困難にする。 ⑶なぜ独立行政法人なのか。なぜ民営化された経済産業研究所[民営化論]なり、他の民間シンクタンクや大学の政策研究機関[市場化テスト論]ではだめなのか。また、独立行政法人である公共政策研究機関は民業公共政策研究機関の業務を圧迫するのではないか[民業圧迫論]。 通則法では、独立行政法人につき、①国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人であり、主務大臣は中期目標を定めることによって法人が達成すべき業務を規定し、法人は中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受ける。また、②主務大臣は業務遂行に適する者を法人の長として指名し、③政府は業務の財源に充てるために必要な金額を交付する、と定めている。 このように、独立行政法人であれば、当省が期待する経済産業研究所の使命を中期目標で規定し、適任の理事長を通じて高いアウトカムを志向した中期計画の作成を求めていくことができる。中期目標、中期計画を通じ、適度な自由度と縛りを付与することにより、経済産業研究所は当省から一定の距離を確保することによりパフォーマンスを最大限に発揮することが可能となる。また、経済産業研究所は、交付金を用いることによって、当省から規定された業務に集中することが可能となる。 他方、民間シンクタンク及び大学は、①経済産業政策についての研究と当省への政策提言という使命を遂行する義務は無いため、当省が期待する使命の遂行は担保されない。 もちろん、民間シンクタンクや大学からは当省が活用できる研究も発表されている。しかし、当省はこれらの研究成果が出てくるのを受動的に待つ立場である。 ②民間シンクタンクや大学の長の人事についても、当省は指示ができる立場にはない。また、管理職やスタッフについても、官民交流法は存在するものの、出向者と受入先の個別合意が必要であり、独立行政法人が政府からの出向者を相当程度受け入れている現状と同程度に民間シンクタンクや大学が当省からの出向者を受け入れる保証はない。しかしながら、当省との双方向の広報・広聴活動を効果的に行っていくためには、一定程度の出向者の存在は不可欠の要素である。 また、③政府から民間シンクタンクや大学への財源提供に当たっては、交付金、委託費、補助金等のどのような形であれ、競争入札や公募により、全ての企業等に対して公平な機会を提供することになるため、必ずしも特定の企業等へ継続的に財源が提供されていくとは限らない。しかし、経済産業政策の研究・提言は、過去の研究成果が散逸しないよう系統だった集積をし、必要に応じ過去の研究成果を踏まえながら研究を行い、必ずしも単年度で実施できない研究については複数年度に亘る研究計画を基に研究を行っていく必要があるため、継続して財源が提供される必要がある。統計加工・統計管理業務も、特定の機関が継続的に行うべきものである。 また、研究進行中や研究後に、研究領域間でシナジー効果が生じ、新たな研究課題へと発展していくこ

	ともあるため、一つの研究機関に異なる研究領域を一本化しておくことが適切である。 　さらに、経済産業研究所の場合、当省との機動的な交流を不断に行うため、当省の敷地内に設置されている。これにより、当省からの研究チームへの参加や、当省との密接な情報交換、当省からの多数のＢＢＬ等の政策プラットフォームへの参加等が可能となっている。当省が民間シンクタンク・大学の当省敷地内での立地を指示することは不可能である。特定の企業等に対してのみ継続して立地の便宜を図ることも不可能である。 　また、研究領域に応じた研究者の募集は短期間では困難であり、普段からの経済産業政策の多岐の分野に亘る研究者との交流や、必要な分野については研究者の内部での育成が必要である。民間シンクタンクでは、このような点への対応は十分には行い得ないと考えられる。 　次に、交付金で運営され、当省との人事交流もなされ、当省の敷地内に設置されている独立行政法人は、公共政策研究の市場において優位性を持ち、民業を圧迫するのでないか、との懸念については、以下のように考えられる。 （独）経済産業研究所は、経済産業政策につき調査研究・提言を行う。民間シンクタンクの中でも公共政策につき調査研究・提言を行っているものはあるが、経済産業研究所のように経済産業政策につき分野横断的に研究領域を設定し、政策当局との持続的かつ緊密な人的交流を行っている機関は多くないと考えられる。むしろ、各民間シンクタンクはいくつかの特定の領域につき強みを持つことにより差別化をはかり、また、調査研究に重点をおいており、経済産業研究所のように政策論争を活性化させるための場を提供したり、研究成果をとりまとめ当省へ継続的に政策提言しているとは考えられない。このように、経済産業研究所と民間シンクタンクとは異なる特徴を有しているため、経済産業研究所の活動が活発になればなるほど民業を圧迫するとは必ずしも言えない。むしろ、例えばある分野についての事例調査に強みのある民間シンクタンクと、関係する経済学者、法学者等を擁し、学際的な分析手法に優れた経済産業研究所とが相互に連携・補完をし合うことによって、我が国の公共政策研究の質が向上し、また市場規模が拡大していくことが期待されうる。 (4)なぜ非公務員型独立行政法人でなければいけないのか。 　非公務員型を活用していくことにより、研究員の機動的な採用（任期付き契約の導入、随時の増減員）、柔軟な研究活動形態（他機関との兼職、柔軟な職務専念時間帯の設定）、研究成果に応じた処遇（任期付き契約の更新）が可能となり、更なるパフォーマンスの向上が期待できる。 ３．適切な財政基盤の確保 ＜予算規模の適正化＞

	経済産業研究所ではこれまで、予算に計上した運営費交付金が全額収益化されずに翌年度以降に繰り越すことが繰り返されている。研究活動に伴う様々な不確実性は考慮に入れる必要はあるが、未消化の規模が大きいことから、今期中期計画で規定した事業規模と人員規模との不適合があったと考えられる。このため、過去の人員体制と支出実績とを踏まえ、思い切った事業規模の適正化を検討すべきである。 ＜財源＞ 独立行政法人の財源としては、(1)当省からの交付金及び委託費、(2)官民からの受託事業費、(3)政府からの補助金（競争的資金）が考えられる。各財源につき、経済産業研究所の使命及び組織形態に適合するか示す。 (1) 当省からの交付金及び委託費 当省が期待する経済産業政策についての研究・政策提言が求められているため、当省から提供される資金を財源の太宗とすることが適切である。 (2) 官民からの受託事業 受託研究事業においては、研究テーマの設定や研究の方向性に委託元の意向が反映され、また研究成果も委託元に帰属するため、当省以外の委託元からの事業では、当省に対して、中立的立場から政策提言を行うという使命を果たすことが不確実となる。 他方、中央諸官庁及び地方自治体等が委託事業を要請してきた場合、経済産業研究所の政策研究の質の高さが認められたためと考えられるため、経済産業研究所の研究領域に適合する内容であれば、受託につき積極的に検討することとする。 (3) 競争的資金 競争的資金の獲得には多大なエネルギーを要するため、むしろ、経済産業研究所は研究・提言業務に重点を置き、政策研究機関としての声価を確立、維持していくことが先決である。 他方、経済産業省独立行政法人評価委員会では、研究所の競争力の高さを示すためとの理由により、一層の競争的資金の獲得を目指すべきであるとの指摘があった。このため、経済産業研究所の研究領域に適合する内容であれば、各研究員が獲得を目指したい場合には、研究所としてもより良い研究企画が提案できるよう各研究員を積極的に支援することとする。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	府省	経済産業省

沿　革

情報・研修館の業務は、明治２０年の前身組織の発足以降今日に至るまで、種々の国際的要請にも応えつつ、工業所有権関連情報やノウハウ・手法等の情報を個人・中小企業を含む出願人等に幅広く還元することを一貫してその基本的目的としている。

明治２０年　農商務省特許局庶務部内に図書館を設置
明治３２年　「工業所有権の保護等に関するパリ条約」に加盟し、同条約上の「中央資料館」となり、公報閲覧業務を実施
昭和２７年　特許庁「万国工業所有権資料館」と改称
昭和５３年　特許協力条約(PCT)に加盟し、これに基づき最小限資料として審査・審判資料を収集・提供
昭和５９年　ユネスコ条約に加盟し、これに基づき二国間での公報の相互交換を開始
平成　９年　工業所有権相談業務と特許流通業務を加えて、「工業所有権総合情報館」と改称
平成１３年　特定独立行政法人「工業所有権総合情報館」として独立

特許庁の各部局に分散していた対内・外サービスを集約することによりその効率化を図るとともに、同時に特許庁の審査・審判業務への集中・高度化を可能とする役割を担っている。

また、独立行政法人として特許庁と一線を画した迅速な意思決定を可能とすることにより、機動性を高めている。

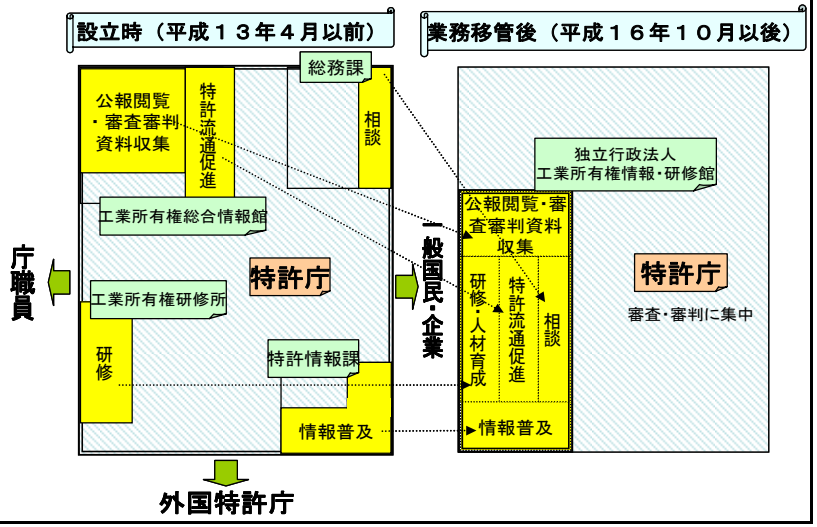

平成１６年　情報普及業務及び研修業務を追加し、「工業所有権情報・研修館」と改称
日米欧三極情報普及政策作業部会及び日中韓機械化専門家会合において、特許庁に代わり情報・研修館が三国間のデータ交換のカウンターパートになることを了承

平成１８年度中　情報システム関連業務を追加（予定）

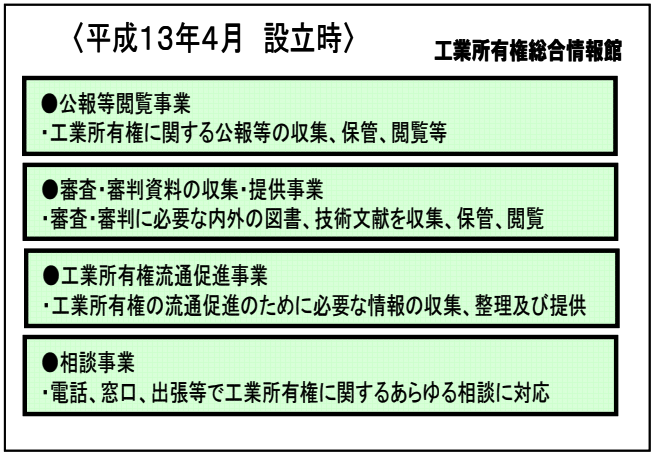

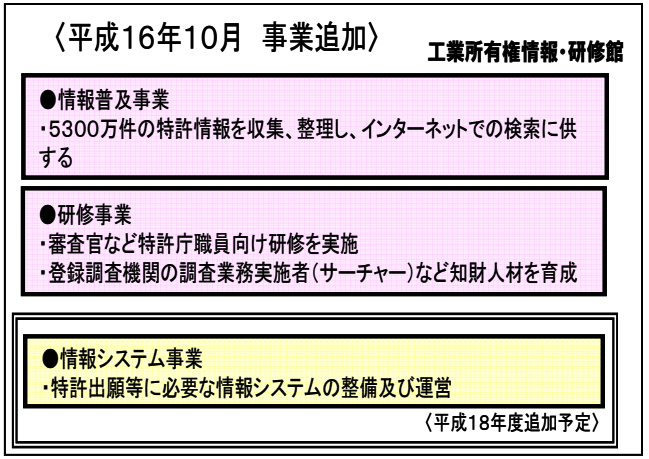

役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）		
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）			
		２人	２人	０人	７９人		
国からの財政支出額の推移（13～18年度） （単位：百万円）	年　　度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
	一般会計						
	特別会計	5,454	5,502	5,508	9,605	12,915	12,774
	計	5,454	5,502	5,508	9,605	12,915	12,774
	うち運営費交付金	5,454	5,502	5,508	9,605	12,915	12,774
	うち施設整備費等補助金						
	うちその他の補助金等						
支出予算額の推移（13～18年度） （単位：百万円）		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
		5,548	5,596	5,602	9,742	13,074	12,853
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成16年度実績）		目　　標：毎年度平均で前年度比１%の経費削減を図る。 達成状況：運営交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、新規追加及び拡充部分を除き、毎年度平均で前年度比１%の経費節減を行っている。 【これまでの業務の評価】 「過年度の総合評価」としては、３段階評価において、１３年度はＢ、１４年度はＡ、１５年度はＢとなっている。この間、「サービスの質の向上」については一貫してＡを得ている。「１６年度の業績評価」全体としては、新たな業務を含めて、適正かつ円滑な業務遂行が行われ、優れた実績をあげていると考えられる、として総合評定はＡ（良好）と決定された。「中期目標期間予備的評価」についても、四年間にわたりサービス向上への努力が継続され、着実に目標を達成したことにより総合的にかなり大きな成果をあげてきており、今後、知財立国の実現に向けて更なる挑戦が望まれる、として、総合評定はＡ（達成している）と決定された。					

【業務運営の効率化の取り組み】

１．ユーザーサービスの向上に向けた努力例

（１）閉館時刻の延長（午後５時→５時４５分）

（２）コピー代金の支払い手段としてプリペイドカード導入

（３）メール・手紙での相談についての回答待ち期間の短縮（３日以内（中期目標）→翌日には処理）
なお、窓口・電話での相談は全件即日処理

（４）外部ニーズに応えて、機動的に特許電子図書館のテキストデータ印刷機能等を改善

（５）整理標準化データ等の対外提供時期を１週間短縮（４→３週間）

２．事業の効率化に向けた努力例

（１）組織・業務の柔軟化

①平成１６年１０月に研修業務の追加に伴い、組織の単純な増大を避けるとともに、ユーザーの要請により適合するために閲覧部と資料部を統合

②研修部及び人材育成部を統括、業務の効率化、連携を図るための「人材開発統括監」を設置

（２）嘱託職員や派遣職員として外部人材を活用（設立時：１０名→２７名）

①第一公報閲覧室の運営における外部人材の積極活用（公報閲覧相談員に民間の経験者を嘱託職員（８名）として採用。閲覧室受付を全面的に派遣職員（６名）に任せる。）

②増大する相談に対応するため、外部人材による対応が難しい相談事業等に正規職員を重点配置しつつ、マニュアルに従った対応が可能な定型的な相談業務について、嘱託職員（３名）を活用

（３）アドバイザー事業（検索、特許流通）の効率化

①１６年度から「特許電子図書館情報検索指導アドバイザー」を、特許情報の活用全般を支援する「特許情報活用支援アドバイザー」に順次切り替え

②アドバイザーの俸給制度を前期実績にもとづく「年俸制」から当該年度の実績を反映する「固定給＋実績給」に変更し、歩合部分を高めて活動を活性化

（参考）公報等閲覧業務及び相談等業務における満足度調査結果

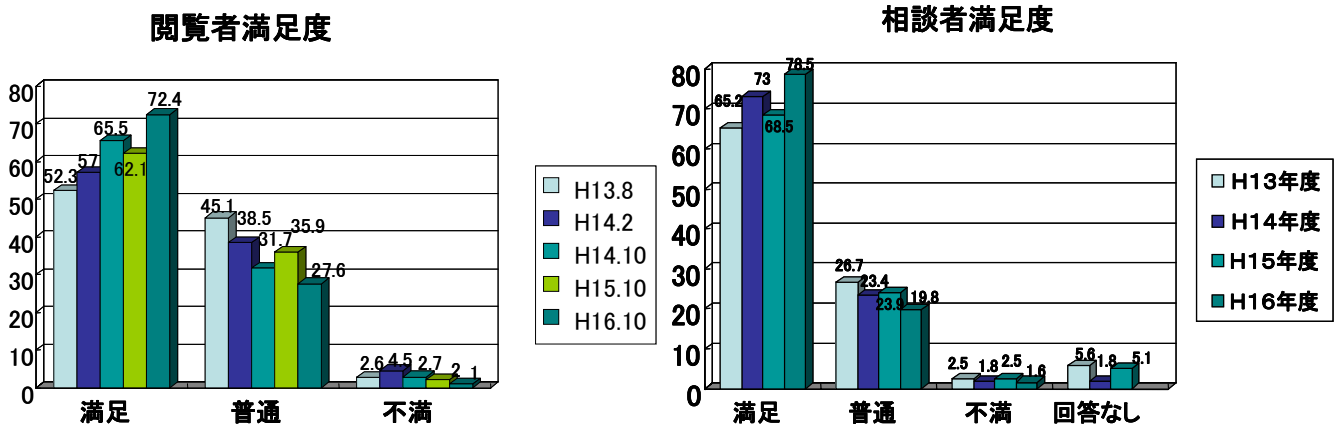

【情報・研修館を取り巻く最近の状況】

知財立国の実現、知的創造サイクルの確立、特許審査の迅速化等の知的財産政策の目標を実現するため、特許・商標等の産業財産権関連情報を広範に収集し整理するとともに、これらを従来技術等の検索手法等と合わせて積極的に外部に公開し、出願人や研究者、企業経営者等が自由に利用できる環境を整備すること、産業財産権に関する相談等に的確に対応することといったユーザー・サービスの量的、質的向上が、従来に増して重要な政策課題となっている。

また、このような特許情報の収集・公開、従来技術調査の実施環境の整備等と同時に、知財立国に向けた知的財産人材育成、知的財産ビジネスの活性化、産学官連携の推進等の業務の実施が強く求められており、これらを有機的に連携した形で、一体的に実施していくことが求められている。

こうした中、平成１８年度中には、平成１６年１０月の業務追加に加え、同じく特許審査迅速化法に基づき情報システム関連業務を中心とした業務追加が予定されており、更に業務を充実する方向にある。

事務及び事業の見直しに係る当初案

<table>
<tr><td>法人名</td><td>独立行政法人工業所有権情報・研修館</td><td>府省</td><td>経済産業省</td></tr>
<tr><td>事務及び事業名</td><td colspan="3">工業所有権関係公報等閲覧業務</td></tr>
<tr><td>事務及び事業の概要</td><td colspan="3">パリ条約で設置を義務付けられている「中央資料館」として、工業所有権関係の内外国公報を公衆の閲覧に供している。特許電子図書館（ＩＰＤＬ）システムを利用することで、東京（第一・第二閲覧室）に加え、全国各地の地方閲覧室（主要都市８か所）において、専用端末を設置し、公報の閲覧及びこれらの閲覧に対する支援を行っている。
【閲覧室の利用者数：年間７．２万人】

（参考）情報・研修館が保有する主要国公報
<table>
<tr><td>世界知的所有権機関</td><td>欧州特許庁</td><td>米国特許商標庁</td><td>英国特許庁</td><td>韓国知財庁</td></tr>
<tr><td>1923年～</td><td>1978年～</td><td>1871年～</td><td>1617年～</td><td>1948年～</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）</td><td colspan="3">正規職員を閲覧業務以外の機能向上・サービス改善等の企画調整業務に従事させる一方で、閲覧業務における補助的業務において外部人材（非常勤職員）の一層の活用等を実現する。
また、特許電子図書館（ＩＰＤＬ）のアクセス速度の向上、印刷機能の効率化に伴い、地方閲覧室における閲覧専用端末の設置台数の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</td><td colspan="3">公報などの工業所有権に関する情報を広く内外に知らせる機能は、工業所有権制度において世界共通のものであり、「工業所有権の保護等に関するパリ条約」では、我が国を含む各同盟国に対して、特許、実用新案、意匠及び商標を公報などの形で公衆に知らせるための「中央資料館」の設置を義務づけており、「中央資料館」たる情報・研修館は、国際法上、公報を閲覧させるという重要な任務を担っており、今後とも効率化を図りつつ業務を確実に実施することが必要。
今年度から、特許庁と一体となって「業務・システム最適化計画」を具体化しているところであり、その一環として特許電子図書館（ＩＰＤＬ）の機能向上が見込まれている。</td></tr>
</table>

事務及び事業の見直しに係る当初案

<table>
<tr><td>法人名</td><td>独立行政法人工業所有権情報・研修館</td><td>府省</td><td>経済産業省</td></tr>
<tr><td>事務及び事業名</td><td colspan="3">審査・審判関係図書等整備業務</td></tr>
<tr><td>事務及び事業の概要</td><td colspan="3">特許協力条約（ＰＣＴ条約）で国際調査機関（日本国特許庁）が行う国際調査の質を確保するための、各国特許庁との必要な「最小限資料（ミニマム・ドキュメント）」の交換を通じての整備を行うとともに、これを含めた審査・審判に必要な図書等の技術文献（出願書類を含む）の収集、整理、保管及び公衆への閲覧業務を行う。

【審査・審判資料・図書等整備実績】 （ ）内はタイトル数
<table><tr><th>単位：冊</th><th>内国図書</th><th>内国雑誌</th><th>外国雑誌</th><th>ミニマムドキュメント</th></tr><tr><td>１３年度</td><td>１，１３９</td><td>８，５３４（５６０）</td><td>７，１４６（４４０）</td><td>２，９１３（１１４）</td></tr><tr><td>１４年度</td><td>１，４６５</td><td>９，４６３（３８２）</td><td>６，２６３（２９７）</td><td>２，２３２（１１８）</td></tr><tr><td>１５年度</td><td>１，０５３</td><td>９，７６３（４０３）</td><td>６，２１１（４１９）</td><td>３，５０４（１２４）</td></tr><tr><td>１６年度</td><td>７０７</td><td>９，６７３（３８３）</td><td>６，３６５（４１８）</td><td>１，６４３（１２７）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）</td><td colspan="3">平成１６年１０月に業務の効率化及び利用者の利便性向上を目指し、審査審判関係図書等整備業務を行う資料部と、公報の閲覧業務を行う閲覧部の統合を行ったところであるが、これに伴い両部に従事する職員を２６人から１６人に減員。
今後、ＣＳＤＢ（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）を活用することにより、特許電子図書館（IPDL）による技術文献の閲覧を効率化する。</td></tr>
<tr><td>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</td><td colspan="3">審査・審判関係図書等整備業務は、審査・審判に必要な図書等を収集し、閲覧できる環境を常に整備しておくことによって、重要な任務である迅速かつ的確な審査・審判を確保・推進するとともに、出願人等の国民に最新の技術情報等を提供する。
また、特許協力条約（ＰＣＴ）に基づく国際調査における必要な最小限資料の収集は、条約履行のための義務である。出願書類の整理・保管は、出願書類の縦覧・閲覧という国民に認められた権利の行使を担保するために不可欠な業務である。</td></tr>
</table>

事務及び事業の見直しに係る当初案

<table>
<tr><td>法人名</td><td>独立行政法人工業所有権情報・研修館</td><td>府省</td><td>経済産業省</td></tr>
<tr><td>事務及び事業名</td><td colspan="3">工業所有権情報流通等業務</td></tr>
<tr><td>事務及び事業の概要</td><td colspan="3">新規事業の創出や中小企業の技術力向上を図るべく、開放特許等の技術情報の収集及び提供を行うとともに、特許流通の促進に必要な知的財産権取引業者の育成を行う。

【特許流通促進事業によるマッチング成約件数】
<table>
<tr><td>平成 9～12 年度</td><td>平成 13 年度</td><td>平成 14 年度</td><td>平成 15 年度</td><td>平成 16 年度</td></tr>
<tr><td>588</td><td>890</td><td>1,223</td><td>1,379</td><td>1,381</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）</td><td colspan="3">特許流通促進事業として定着している本事業については、地域中小企業等への情報提供・人材育成の強化という視点から全面的に見直し、これまでの開放特許の事業者間のマッチングに直接働きかける手法から、外部関係者（民間事業者や地方公共団体等）における人材育成やこれらのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入へと、施策の重点を徐々にシフトさせることとし、あわせて、当該外部関係者の資金面における負担の在り方も含めた役割の見直しを行う。
具体的には、現行の特許流通アドバイザーの派遣について、地方公共団体・民間事業者を主体とする取り組みへの移行を目指し、効果の増大や質の向上を期待しつつ、情報・研修館自体の事業規模を縮小するとともに、特許流通促進セミナー、特許流通支援チャートを廃止する。
また、政策的目標を損なわない範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っているデータベース事業のうち、特許流通データベースに付随した高付加価値コンテンツ「アイデア・データベース」、及び現在無料で行っている研修事業のうち受益者が比較的特定少数に限られる「知的財産権取引業育成支援研修」については実費徴収の可能性を探る。</td></tr>
</table>

事務及び事業について上記措置を講ずる理由	本業務については、特許行政の一翼を担うサービス部門として、自主的な市場環境を整備することを目標に民間事業者等の能力を活用しながら事業を行ってきたが、今後はこれまで以上に現場感覚を踏まえた主体的な事業管理（プロジェクト・マネージメント）を強化するとともに、事業の一層の効率性を追求する。 このため、特許流通アドバイザー派遣事業についても、費用負担の在り方について地方公共団体との調整を行うとともに、民間流通事業者等の育成・活用を通じて事業の効率化の向上や効果の拡大を図る。 【特許流通業務の概要】 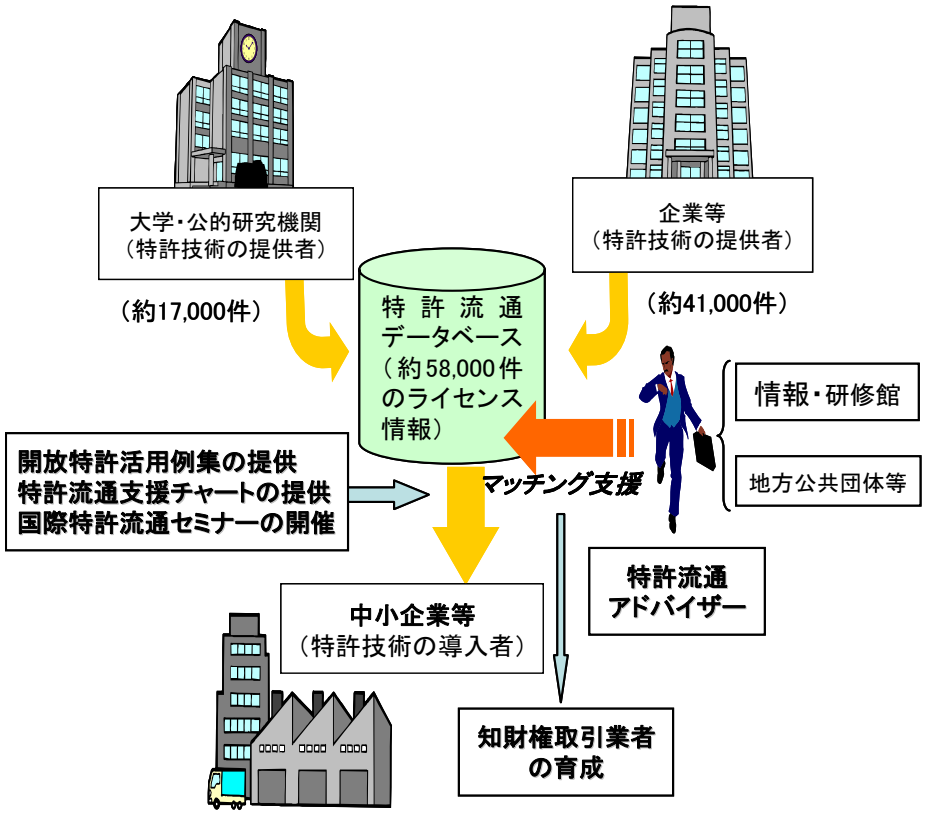

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	府省	経済産業省
事務及び事業名	工業所有権情報普及業務		
事務及び事業の概要	工業所有権情報をインターネット上で無料検索できる特許電子図書館（IPDL）サービスを運営するとともに、特許庁の保有するデータを整理標準化して国民に公開する。また、米国及び欧州の特許明細書の和文抄録を作成し審査官等に提供するとともに、我が国の公開特許公報の英文抄録を作成し海外特許庁に提供する。更に、日米欧間及び日中韓間において、海外特許庁との工業所有権情報データの交換を行う。 （IPDL の年間検索回数：約 6,000 万回 米欧の特許明細書等の和文抄録作成：年間３０万件 日本国公開特許公報の英文抄録作成：年間３５万件）		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	「業務・システム最適化計画」に連動しつつ、特許電子図書館の利用を高めるための機能向上及びアクセス性の改善を図る。 また、特許電子図書館を用いた特許情報の効果的な活用等を支援するため、工業所有権情報流通業務においては特許情報活用支援アドバイザーを積極的に活用する。 更に、インターネットを活用した情報提供業務の効率化に合わせて、整理標準化データ作成業務の合理化を行う。		

事務及び事業について上記措置を講ずる理由	基本的情報である内外の工業所有権情報を収集し、また閲覧に供するとともに、更にその徹底を図る観点から、インターネットをも利用して特許情報を公開し、その活用を一層容易なものとすることについては、厳しい国際競争に直面する大企業はもとより地域中小企業や、科学技術情報は検索していても特許情報の検索までは行っていない大学の研究者等のユーザーの先行技術調査能力を向上させるために、極めて重要な課題となっている。このため、特許電子図書館等のインフラの高度化や特許情報の利用に関してユーザーを支援するための取組みが重要である。 【情報普及業務の概要】 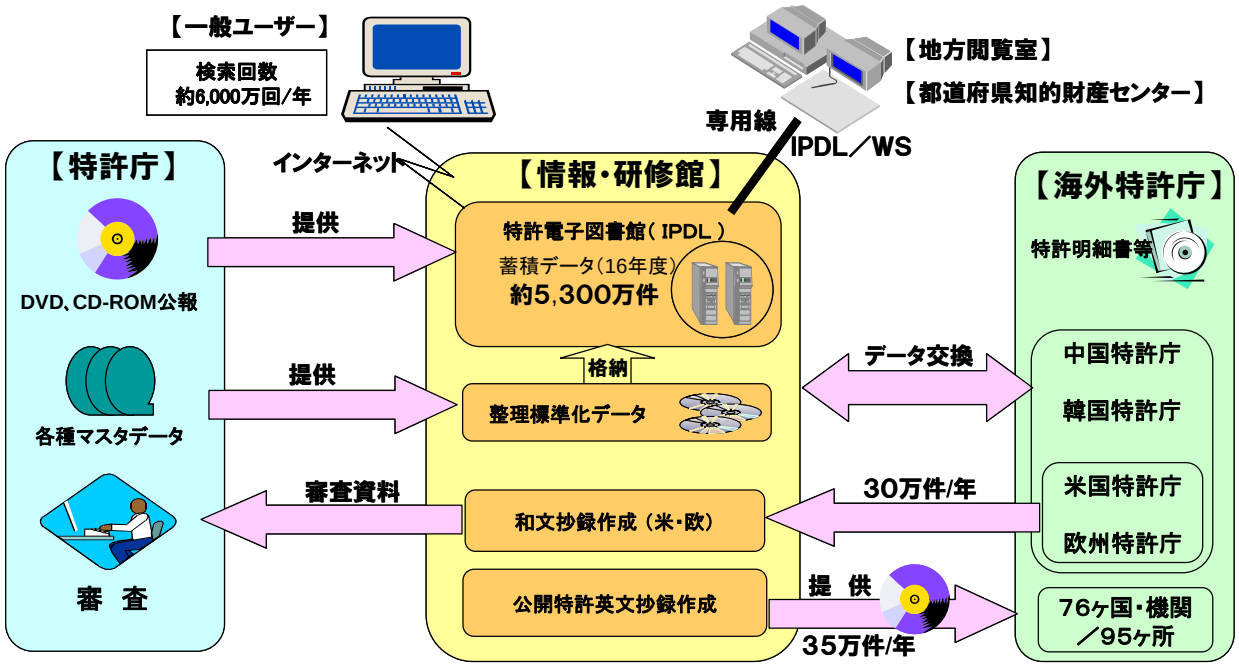

事務及び事業の見直しに係る当初案

<table>
<tr><td>法人名</td><td>独立行政法人工業所有権情報・研修館</td><td>府省</td><td>経済産業省</td></tr>
<tr><td>事務及び事業名</td><td colspan="3">工業所有権相談等業務</td></tr>
<tr><td>事務及び事業の概要</td><td colspan="3">特許等の出願手続等に関する指導をはじめ、審査・審判・登録・基準・運用に至るまで工業所有権全般の相談に応じている。
【相談件数実績】
<table>
<tr><td></td><td>平成13年度</td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td></tr>
<tr><td>相談件数(件)</td><td>41,040</td><td>43,479</td><td>50,744</td><td>61,465</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）</td><td colspan="3">正規職員は、高度な内容の質問・相談への対応により重点を置いて対応し、相談員の管理及び評価、相談対応マニュアルの策定、並びに特許庁との調整・連絡等をも行わせる一方で、マニュアルに従った対応が可能な定型的な相談業務においては外部人材（非常勤職員）の活用等の拡大を図る。
また、最近増加しつつある海外の知財制度や国際出願制度、アジア等における模倣品対策についての相談に対応するため、特許庁における国際関係部局や海外知財事情に詳しい機関との連携を深める。</td></tr>
<tr><td>事務及び事業について上記措置を講ずる理由</td><td colspan="3">知財立国の実現、知的創造サイクルの確立、特許審査の迅速化等の知的財産政策の目標を実現するため、産業財産権に関する相談等に的確に対応することといったユーザー・サービスの量的、質的向上が重要な政策課題となっている。
また、経済がグローバル化している今日において、大企業や海外企業との厳しい競争の中で、地域の中小企業にとっては知的財産を重要な武器とした、海外も含めた経営戦略、事業戦略への転換を図っていく必要性が更に増してきており、それらに必要なノウハウの提供等において情報・研修館事業への期待が高まっている。
このような中で、増大する相談業務（対１５年度比２１．１%増）に的確に対応すると同時に、更にユーザー満足度を高めるためには、相談部への人員配置を重点的に実施するとともに、相談者からの多様な相談事項に対して相談業務のワンストップサービスを推進することが重要である。</td></tr>
</table>

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	府省	経済産業省
事務及び事業名	研修業務		
事務及び事業の概要	審査官等の資格を取得するために必要な法定研修、ナノ・テクノロジーなどの先端技術研修等の特許庁職員に対する研修、及び「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関における調査業務実施者（サーチャー）育成研修を実施するとともに、弁理士、企業知財部職員等の工業所有権関連業務に従事する者に対して、審査実務や審査基準等に関する研修を実施する。		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	政府の「知的財産推進計画」に基づき、知財人材の倍増が決められているところ、引き続き、審査官等特許庁内部向け研修の成果を活用して外部人材の研修育成を行う。 また、他の工業所有権関係研修の実施機関との重複を回避するとともに、これらの補完に資するため、日本知的財産協会、日本弁理士会、民間研修団体等との人材育成連絡会議の場を有機的に活用して、特許庁職員及び審査・審判における実務的専門家の育成など情報・研修館自らが育成を担うべき研修の範囲を明確化するとともに、民間等の研修機関で実施可能なものについては、他の研修機関の能力向上に対する支援を積極的に行うなど、それらに対する補完的な役割を担うこととする。 なお、既に平成１６年度において商工会議所会員や中小企業経営指導員を対象に行っていた知的財産基礎研修を廃止したところであるが、今後とも必要な見直しを行う。 更に、政策的目標を損なわない範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っている研修事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られる「行政機関向け研修」等については実費徴収の可能性について検討を行う。 【研修・人材育成事業】 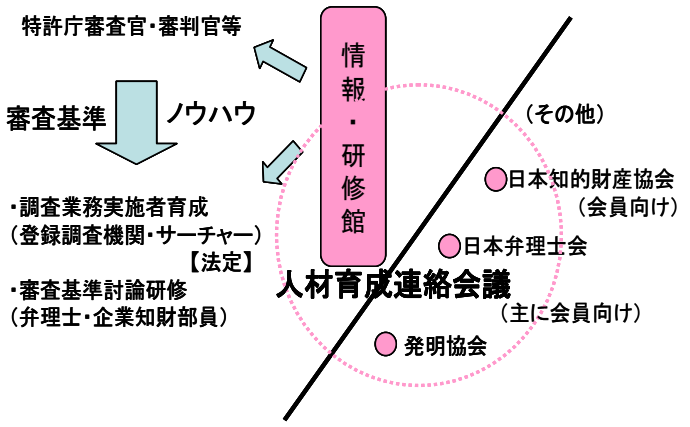 		

事務及び事業について上記措置を講ずる理由	本年６月１０日に策定された政府の「知財推進計画２００５」において、２０１５年までの知財人材倍増の目標が決定される中、人材育成体制の整備が急務となっている。情報・研修館の研修業務については、特許庁職員の資質の向上を図るため、審査官の法定研修をはじめ、審査基準、新規性・進歩性の判断等、内容的に高度かつ専門的であることから、前身である特許庁工業所有権研修所で培われた特許庁職員の研修に関する豊富な経験ノウハウの活用が必要であり、引き続き情報・研修館で実施することが必要である。また、審査官等が有する審査実務や審査基準などに係る知識・ノウハウの提供（例えば、サーチャー研修等）を中心としつつ、民間の人材育成機関では不足する人材育成能力を補強し、公益的見地から中立・公平に研修を実施することが基本的役割である。 特に、大学や大企業と異なり、自由競争に任せていたのでは十分な人材育成ができない地方公共団体や中小企業などについては、国がラストリゾート的なサービス提供者として機能することが重要であり、なるべく他の人材育成事業との競合を避けつつ、これらを補完する形で事業を展開していくこととする。

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	府省	経済産業省
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	次期中期目標期間においても組織形態については現状維持（特定独立行政法人）とする。		
組織形態について上記措置を講ずる理由	（１）特定独立行政法人の位置付けを変更した際のメリットの有無 情報・研修館の事業は、行政組織である特許庁が内部蓄積している、多く特許庁に淵源がある一次情報又はノウハウを、職員の専門的知識や経験を活用して、地域の中小企業や個人も含め広く国民に遍く確実かつ公平に提供しなければならないという使命を有している。 しかも対価としての収入が全く期待できず採算性の見込めない業務である。このような場合、与えられた業務を確実に遂行しうる体制を維持し、国民や企業の活動や特許庁の業務に貢献し又は支障を及ぼさないことがより重要であると考えられる。 特に人事交流については、民間との人事交流の促進は情報・研修館については重要な要素ではなく、逆に審査・審判や方式審査に従事した経験を有する職員を要する特許庁との交流が円滑に、かつ十分になされるよう環境を整備することにより、情報・研修館の機能が十分に発揮されない事態が発生することを回避すべきである。 したがって、現行の公務員型の特定独立行政法人であることが望ましく、これを変更することは適切ではない。 （２）特定独立行政法人の位置づけを変更した際の問題点（デメリット） ①特許庁の審査・審判等との密接関連性に対する影響 情報・研修館の業務（特許情報・ノウハウ等の提供）は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、情報・研修館が実施する業務が停止する事態が発生すると、出願の遅滞や審査・審判の遅延に直結し、問題が生ずることとなりかねない。 また、情報・研修館の職員は不可避的に出願中の発明・意匠等の情報に接することとなり、特許庁職員と同様、国家公務員法とは別に更に厳しい形で、発明等に係る守秘義務・盗用禁止が課せら		

	れている。 　したがって、行政庁たる特許庁と全く同様な事業実施体制が確保されなければならず、労働条件や守秘義務等においてもこれと同様の指定が講じられることが重要である。このため今後とも一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に争議権の制限があり、守秘義務が課される必要がある。 ②国民等の信頼に対する影響 　情報・研修館が特許庁と密接な人的交流を持つ特定独立行政法人としての位置づけを有する組織であるからこそ、ユーザーは、特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられるとの期待の下、自己の出願等に必要な相談、アドバイザーの助言、情報提供、人材育成等の各種サービスを受けている。 　職員についても工業所有権制度における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力を有する特許庁職員の出向を基本とすることが最も合理的である。業務上知り得た発明等の情報についての秘密保持、盗用禁止の義務が課せられているのも重要な要素である。 　特に、「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づき情報・研修館が、審査官等の有する高度かつ専門的な知識・ノウハウを活用して研修を実施し修了認定を行うこととなっているが、中立・公平になされることが極めて重要であり、これを担保するために業務の実施において不正がなされることのないよう、刑法上、公務員を対象とする身分犯が適用されることが必要である。 ③国際的信頼に対する影響 　情報・研修館は国際条約や国際的合意に基づいて、重要な義務を履行している。 （ⅰ）「工業所有権保護等に関するパリ条約」では、我が国を含む各同盟国に対して、特許、実用新案、意匠及び商標を公報などの形で公衆に知らせるための「中央資料館」の設置を義務づけており、情報・研修館は、国際法上、公報を閲覧させるという重要な任務を担っている。 （ⅱ）情報・研修館は、特許協力条約に基づき、外国特許庁との間の国際的な取り決めにより提供することになっている我が国特許公報の英文抄録（ミニマムドキュメント）を我が国を代表して自

ら外国特許庁に直接提供している。

（iii）情報・研修館は特許庁にかわり日米欧、日中韓といったマルチの場で、各国特許庁の直接のカウンターパートになってデータ交換を実施している。

このような特許等情報に係る国民や海外特許庁への資料の提供・交換業務は、欧米諸国を見ても、国の機関以外が実施している例は見当たらず、情報・研修館の性格の変更又はその業務履行の遅滞等により我が国の特許行政の施行に障害がでたり国際的信頼性の喪失につながりかねず、ひいては我が国特許庁の審査や我が国企業の国際事業活動に影響が出かねないことに留意する必要がある。

なお、これらの国際的業務は国の機関が行うこととされており、海外においてもすべて国家公務員が実施していることからすると、確実性・信頼性から国の機関と国家公務員が実施するものと認識されていると考えるべきである。

（参考）【独立行政法人工業所有権情報・研修館法】

第十三条　（罰則）

情報・研修館の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（参考）　特許法　第二百条

特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

	国家公務員 特定独立行政法人	特許庁職員 情報･研修館役職員	独立行政法人 役職員
出願中の発明等に関する秘密 （特許法、情報･研修館法）	ー	○ 1年以下の懲役 50万円以下の罰金	ー
職務上知り得た秘密 （国家公務員法）	○ 1年以下の懲役 3万円以下の罰金	○ 1年以下の懲役 3万円以下の罰金	△ （独法法）

（注）独立行政法人の中で特定の情報について罰則の上乗せ規程があるのは情報･研修館のみ。

（参考）欧米特許庁との比較一覧

	各国特許庁	公報閲覧事業	審査・審判資料提供事業	情報普及事業		産業財産権一般の相談事業	特許流通促進事業	研修事業・人材育成事業	
		パリ条約で定める「中央資料館」	PCT条約に定める「ミニマム・ドキュメント」の整備	特許電子図書館ホームページ	諸外国との審査情報交換データ交換			職員研修	人材育成
日本	日本特許庁（情報・研修館）	●	●	●	●	●	●	●	●
米国	米国特許商標庁	○	○	○	○	○	△	○	○
ヨーロッパ	ヨーロッパ特許庁（国際機関）		○	○	○	○	△	○	○
英国	英国特許庁（エージェンシー／公務員）	大英図書館科学参考・情報サービス		○	○	○	△	○	○
フランス	国家工業所有権庁	○		○	○	○	△	○	○
ドイツ	ドイツ特許商標庁	○		○	○	○	△	○	○

※表中○は各国特許庁自らが実施していることを表し、△は仲介等の事業は行っていないが、特許情報活用支援は実施していることを表す。

	（３）情報・研修館の組織の在り方 知的財産立国の実現は今や極めて重要な我が国の政策課題の一つであり、政府が責任をもって取り組むべきものである。その一環として、これに不可欠な「情報」と「人」における基盤整備を図るために特許庁が蓄積してきた一次情報や審査ノウハウ等を出願人等や海外特許庁に対して安全に、また基本的に無償で提供する役割を担う情報・研修館としては、我が国内外から十分な信頼を得つつ所定の業務を円滑にかつ確実に遂行することを確保することが何よりも重要である。 独立行政法人の職員の身分を含めた組織の在り方については、立法論的に可能か否かということよりもむしろ、当該法人の業務の実態を踏まえて、事業に従事する職員に必要な資質の維持、ユーザーの職員に対する期待・信頼等の観点から最も適当な形態を決定することが必要であると考える。 そうした観点からは、情報・研修館については、出願人や海外行政機関に事業の執行に遅滞が生じたり秘密の保持に不安を与えたりすることなく、今後とも特許庁との密接な人的交流の下にこれと一体となって、実務経験に裏打ちされた高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安全・公平かつ確実に提供していくことを可能とすることが必要である。 なお、情報・研修館の組織の在り方（公務員型であるべきか否か）は、外注の存在によって本質的に影響を受けるものではなく、情報・研修館が特許庁から引き継ぐ形で実施している業務の性格を踏まえて考えるべきであり、知的財産行政との密接な関連性や、他の情報・研修館業務との一体的取り組みの重要性を十分に勘案することが不可欠である。 したがって、情報・研修館の組織の在り方については、特許庁との密接な連携の下、知的財産行政の一翼を担う組織として特定独立行政法人の位置づけを維持することが適当である。